

9 派遣されたとき

■公益法人等に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に辞令の写し（派遣された事実がわかるもの）を添付して総務部給与厚生課給付班に提出してください。

なお、異動後速やかに住所地の市町村に請求手続きを行ってください。（提出書類等については各市町村に確認してください。）

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格

(1) 短期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

(2) 長期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。従って、組合員の被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者としての資格も変わりません。

(3) 福祉事業 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

■在外教育施設（海外日本人学校）に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に、国外に転出する日がわかる書類を添付して、総務部給与厚生課給付班に提出してください。

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格 …… 引き続き組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 療養費等

海外の医療機関で診療を受けるときは、組合員証を使用することができませんので、所属所を通じて療養費等の請求を行ってください。給付内容は、国内において組合員証を使用しないで医療機関を受診した場合と同様です。

[提出書類]

・「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」（様式集P13）

・「診療内容明細書（日本語翻訳文が必要）」（様式集P20、P20-2）

・「領収明細書」（日本語翻訳文が必要）（様式集P20-3）

・「領収書」（原本）

・海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポートなどの写し）

・調査に関わる同意書（様式集P20-4）

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。